

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、食と暮らしの明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-】 CEO等の後継者計画の策定・運用

当社は、企業理念・経営戦略とも連動した最高経営責任者をはじめとする経営幹部の後継者育成に努めております。一方で、現時点においては、最高経営責任者等の具体的な後継者計画については定めておりません。今後、適切な時期に計画を策定したいと考えております。

【補充原則4-3-】 CEOの選解任に関し、客観性・適時性・透明性ある選任手続

【補充原則4-3-】 CEOの選解任に関し、客観性・適時性・透明性ある解任手続の確立

当社は、CEOの選解任については法令に基づく機関決定に沿った対応としており、現時点においては、指名委員会設置等によるCEO他経営陣の選解任手続は定めておりません。今後、適切な時期に手続を策定したいと考えております。

【原則4-10】 任意の仕組みの活用による、統治機能の更なる充実

社外取締役には取締役会において問題提起を含め積極的に発言を求めており、また、非常勤の社外監査役は独立した立場から発言を行っていることから、業務執行の監視・監督及び監査は、現状の監査役制度にて十分に機能していると判断しておりますが、統治機能の更なる充実について検討を進めております。

【補充原則4-10-】 諮問委員会設置等による、指名・報酬等への独立社外取締役の関与・助言

当社は、2018年4月1日付で、取締役会の下に構成委員の過半数を独立役員とする「報酬諮問委員会」を設置し、社長を含む業務執行取締役の報酬の内、個人業績と連動させた変動報酬(賞与)について、独立役員の助言を得ております。指名に関する委員会は、現時点では設置しておりませんが、取締役会の決議に先立ち、独立役員に対し候補者の選任理由等について説明を行い、必要に応じて助言を得ております。

今後、独立役員が企業価値向上に寄与するための環境の整備について、更なる検討を進めて参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】 政策保有株式に関する方針・議決権行使基準の開示等

当社の政策保有に関する方針

当社は、中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るために、取引先との関係強化等の観点を踏まえ、必要と判断した場合に限り、上場株式を保有することとしております。

継続して保有する必要がないと判断した場合には株式の売却を進め、政策保有株式の縮減に努めております。

政策保有株式の保有の適否に係る検証

当社は、個別の政策保有株式について、取引先との関係強化等の観点を踏まえた保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を年1回取締役会で検証しております。

政策保有株式に係る議決権行使の基準

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、当該企業の企業価値向上に繋がるものか、また当社の企業価値を毀損させる可能性がないか等について定めた議決権行使基準に基づき精査した上で、各議案について適切に議決権を行使しております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引の枠組み開示、取締役会による手続の監視

取締役の利益相反取引については、社内規定にて取締役会の事前承認を得ることとなり、承認後は取締役会にて定期的に報告する体制となっております。

また、親会社である三菱商事株式会社との取引については、本報告書1.4「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」をご参照ください。

【原則2-6】 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、キャッシュバランス型の確定給付企業年金制度を採用しております。企業年金の積立金の管理及び運用に関して、社外の資産管理運用機関に年金資産の運用を委託しております。受給者への安定的な年金給付を将来にわたって行うため、年金資産の運用に関する基本方針の下、リスクリターンを勘案した年金資産構成割合を策定し、年金資産の運用状況については、最高財務責任者(CFO)及び総務人事担当役員、経理・人事の責任者等で構成する「年金委員会」において定期的にモニタリングを行い、必要に応じて年金資産構成割合等の見直しを行うこととしております。なお、年度毎の年金資産の運用実績等については、「年金委員会」で確認後、その結果を取締役に報告することとしております。

【原則3-1(1)】 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念

当社は、三菱グループ共通の理念である「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダーに対して負う使命として、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」をパーパス(存在意義)として定めております。当社は、従来の中間流通業に留まらない「次世代食品流通業」として、サステナビリティ重点課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しております。

経営戦略・経営計画

当社は、2021年度からの経営方針として『中期経営計画2023』を策定しております。「次世代食品流通業への進化(サステナビリティ重点課題の解決)」をビジョンとして掲げ、この実現の為に、「機能向上の取り組み」と「地域での取り組み」を推進することで、持続可能な社会の実現及び企業価値の向上を図ります。

『中期経営計画2023』の詳細は当社ホームページに掲載しておりますので、以下URLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/pdf/medium-term_managementplan2023.pdf

【原則3-1(2)】 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

基本的な考え方

当社は、「三綱領」を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、食と暮らしの明日を創造し、豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様や取引先様等ステークホルダーのご期待に応えるものと認識しております。

この考えのもと、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置付け、体制の構築に努めております。

基本方針

上記の基本的な考え方に従い、当社では取締役会・監査役会の構成、取締役・監査役候補者の選任方針、役員報酬については、社外取締役・社外監査役を含めた取締役会で審議を行い、経営監督の実効性を確保する体制を整備しております。

また、株主の権利を尊重し、適切な権利行使のための環境や、株主・投資家との対話を積極的に進める体制を整備するとともに、経営計画に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSR等の非財務情報の開示を適時・適切に行う等、ステークホルダーのご期待に応えるべく取り組む方針としております。

以上の基本的な考え方・基本方針に基づく具体的な方針や取り組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

【原則3-1(3)】 経営陣幹部・取締役報酬の決定方針と手続

当社の役員の個人別の報酬等(以下、本項において単に「報酬」といいます。)の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。なお、当該決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

(1)当社の役員報酬制度の基本的な考え方と基本方針

取締役の報酬は、日本における同程度規模の主要企業と比較を行った上で、業績に見合った水準とし、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や個人の成果等を加味して決定しております。取締役の報酬は取締役会において総額を決議するとともに個人別の報酬額については代表取締役社長に一任することとしております。また、監査役報酬は監査役の協議で決定することとしております。

(2)報酬体系

・取締役(非常勤取締役を除きます。)の報酬については、固定報酬(基本報酬)に加え、全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬(賞与)としております。当社は、株式報酬型ストックオプション等の非金銭報酬は導入しておらず、金銭報酬のみとしておりますが、賞与において中期経営計画における目標の達成度合等を反映させ支給額を決定しております。

・固定報酬及び変動報酬の支払割合は、取締役(非常勤取締役を除きます。)の責任に対する適切なインセンティブ付与の観点から固定報酬を8割、変動報酬を2割を標準とし、変動報酬においては全社業績と個人の貢献度に分け、それぞれ標準額から0~2倍で変動することとしております。

・非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

(3)固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬については、職位別の基準に基づいて設けられた基準に従って決定し、固定報酬の12分の1を月額報酬として毎月支払いいたします。

(4)変動報酬に関する方針

・取締役(非常勤取締役を除きます。)の変動報酬の内、全社業績目標の達成度に連動する報酬は、フォーミュラを定め、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、達成割合に応じて支給額を決定しております。

・また、個人の貢献度に応じて支給する報酬は、一定の段階(5段階)に分けての評価に基づくこととし、社長を含む業務執行取締役の評価は独立役員を過半数とする報酬諮問委員会が行っております。

・取締役(非常勤取締役を除きます。)の変動報酬については、賞与として年に1回(毎年6月)支給しております。

(5)取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定の全部については、取締役会で代表取締役社長に一任することを決議しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、決議する際には、事前に独立役員に説明し意見を聴取した上で審議いたします。

【原則3-1(4)】 経営陣幹部の選解任と役員候補の指名方針と手続

当社は、取締役・監査役を次の考え方で選任しております。

また、個別の人事案については、取締役会で決定することとしております。

取締役

当社の取締役は、食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名としております。

監査役

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しております。また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任しております。

なお、心身の故障、非行行為、その他取締役・監査役として相応しくない行為があった場合、独立役員に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

【原則3-1(5)】 取締役・監査役候補者の選解任理由

取締役・監査役候補者の選解任理由については、当社ホームページに掲載の定時株主総会招集ご通知に記載しておりますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則4-1-】 取締役会から経営陣に対する委任の範囲の明確化、概要の開示

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しております。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねることとしております。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員で構成する経営会議により審議の上、社長が決定しております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準の策定、開示

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(6)の該当の有無を確認の上、独立性を判断しております。

< 社外役員の独立性判断基準 >

- (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)またはその業務執行者(1)
- (2) 当社の定める基準を超える取引先(2)の業務執行者
- (3) 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- (4) 当社の会計監査人の代表社員または社員
- (5) 当社より、一定額を超える寄附(3)を受けた団体に属する者
- (6) 当社の社外役員としての任期が8年を超える者

1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他使用人等をいう。

2 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結売上高の2%を超える取引先をいう。

3 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいう。

なお、上記(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

【補充原則4-11-】 取締役会の構成、取締役の選任に関する方針・手続の開示

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っております。現在、社外取締役3名を含む計9名で構成しており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。

取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、取締役会で次のとおり決定しております。

取締役会の構成・取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

取締役候補者の選任手続

上記の取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しております。

【補充原則4-11-】 社外役員を含む取締役・監査役の兼任状況の開示

取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集通知の参考書類(候補者の場合)や事業報告等にて開示しておりますので、以下のURLをご参照ください。

https://www.mitsubishi-shokuhin.com/ir/stock/shareholders_meeting.html

【補充原則4-11-】 取締役会全体の実効性に関する分析・評価、結果の開示

当社は継続的に取締役会の実効性を高めるため、取締役・監査役の全員に対し取締役会の構成・運営に関するアンケート及びインタビューを行い、その集計・分析結果を取締役会において確認しております。

2019年度の取締役会の実効性評価において意見があった、取締役会における社外性・多様性の強化については、2019年度定時株主総会を以って新たに他会社経営経験のある社外取締役が就任し社外取締役の割合を3分の1としたことで、社外性・多様性を強化いたしました。また、取締役会での中長期的な経営戦略の議論の充実については、中期経営計画策定に向けて取締役会及び社外役員を含む取締役会以外の会議において複数回に亘り議論を重ねて参りました。更に、監査役会と社外取締役が連携して定期的に意見交換を行う等、当社の経営課題等について情報共有・認識共有しております。その結果、当社の取締役会は、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が認められる状況にあることを確認いたしました。

今後、更なる実効性の向上のため、取締役会における多様性の強化、取締役会に付議・報告する案件に関する資料の一層の充実、社外役員への情報提供の充実、取締役会での中長期的な経営戦略の議論の充実について建設的な意見が提出され、取締役会で共有しました。これら意見を参考の上、取締役会の実効性をより一層高めるための改善を進めて参ります。

【補充原則4-14-】 取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

常勤の取締役・監査役は、顧問弁護士から役員としての役割と責務、法改正の動向等の概要について説明を受ける場を設けており、更に新任取締役・監査役は、就任に際し必要に応じ外部セミナーを受講し、善管注意義務等に関する理解を深めております。

社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織などに関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しております。

なお、トレーニングに係る費用は会社負担としております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針策定、開示
株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。

1. 建設的な対話に係わる取締役の指定

株主・投資家の皆様との対話窓口であるIR室を管轄するCFOが統括的な役割を担っております。

2. 対話を補助するIR担当と社内各部門との有機的な連絡のための方策

IR専任部署(IR室)が事務局を担当する「適時開示委員会」を設置しております。同委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成されており、定期的に協議・検討を行っております。

3. 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取組み

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による対話等の取組みを推進しております。

(1)株主総会

株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集通知等での積極的な情報開示のほか、当日の総会では事業報告に関する映像投影を行うとともに、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めております。

(2)投資家との対話

社長・CFO等によるアナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催しており、そのプレゼンテーションの内容をホームページに掲載しているほか、アナリスト・機関投資家向けに物流センターを中心とした施設見学会を新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら必要に応じ開催する予定であります。

また、ホームページ上に業績や事業内容、経営方針等を掲載し、情報開示の充実に努めております。

4. 経営に対するフィードバック

株主・投資家の皆様との対話から得た株主の意見・懸念等については、必要に応じて、CFOを通じて経営陣へフィードバックするとともに、重要な事項が発生した場合は取締役会に報告いたします。

5. 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主・投資家の皆様との対話に当たっては、「コンプライアンス行動指針」や「インサイダー取引規制規程」において、会社情報の適切な取扱いについて定め、社内に周知することで、インサイダー情報の管理に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	35,416,459	60.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,491,200	2.56
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C USL NON-TREATY	881,200	1.51
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	845,500	1.45
日本水産株式会社	809,330	1.39
株式会社ニチレイ	700,000	1.20
マルハニチロ株式会社	686,486	1.18
麒麟麦酒株式会社	680,000	1.16
サントリー酒類株式会社	669,506	1.15
ハウス食品グループ本社株式会社	611,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	三菱商事株式会社(上場:東京)(コード)8058

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社である三菱商事株式会社との取引につきましては、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定しており、少数株主に不利益を与えることのないように対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社の議決権の62.0%(間接所有を含む)を保有しております。当社は、原料から製造、小売に至る全ての領域に幅広く展開する三菱商事グループの総合力も活用し、当社及び当社グループの企業価値の向上に努めております。また、当社の経営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っており、特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会で独自に意思決定しており独立性は確保されております。当社は三菱商事株式会社との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。

また、当社の取締役9名の内1名、及び監査役4名の内1名は同社の従業員であります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
柿崎 環	学者													
手嶋宣之	学者													
吉川雅博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柿崎 環			商法・金融商品取引法を研究分野とする大学教授として、内部統制などに関する高い見識を有しており、取締役就任当初から、客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

手嶋宣之		証券市場論、企業ファイナンス論及びコーポレート・ガバナンスを研究分野とする大学教授として、高い見識を有しており、また、企業における業務経験もあり、取締役就任当初から、これら経験を活かした客観的・専門的な視点から経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員 の要件に加え、当社が制定する「社外役員 の独立性判断基準」を満たしております。
吉川雅博		三菱レイヨン株式会社(現三菱ケミカル株式会社)において、繊維の製造部門を経て、経営戦略部門等に携わったのち、取締役(研究開発部門所管役員)を務めるなど、多様な業務経験、企業経営に関する豊富な経験及び知見を有しております。これら経験を活かした客観的・多角的な視点から、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員 の要件に加え、当社が制定する「社外役員 の独立性判断基準」を満たしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会								
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	0	1	3	0	1	社外取 締役

補足説明 **更新**

当社は、取締役会の下に構成委員の過半数を独立役員とする「報酬諮問委員会」を設置し、社長及び業務執行取締役の報酬の内、個人業績と連動させた変動報酬(賞与)について審議しております。
報酬諮問委員会は、現在、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員4名(社外取締役3名及び社外監査役1名)を含む5名で構成しております。なお、報酬諮問委員会の議長は社外取締役から互選で決定することとしております。

取締役 加藤 亘
取締役(社外) 柿崎 環
取締役(社外) 手嶋宣之
取締役(社外) 吉川雅博
監査役(社外) 神垣清水

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

監査役監査の状況

1. 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役2名及び非常勤監査役2名の計4名にて構成しております。
4名の内2名の社外監査役(常勤) 木崎 博氏及び監査役(非常勤) 高橋吉雄氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、木崎 博氏は、公認会計士の資格を有し、上場企業における常勤監査役としての経験を有しております。また、社外監査役(非常勤) 神垣清水氏は、法曹界を通じて培われた知識・経験を有しており、監査役(常勤) 榎本 猛氏は、当社事業に関連する物流・情報システムの豊富な業務経験を有しております。

常勤監査役の内1名が、監査役会の議長及び特定監査役を務めております。
監査役会は、監査役の職務を補助するため、専任スタッフ(2名)を配属し、機動的に対応する体制としております。
執行機能から独立した内部通報制度として、当社グループの役職員が、当社監査役に対する直接内部通報(経営陣が関与する事例に限定)を行うことができる「監査役通報窓口」を2019年11月1日に設置し、運用しております。

当事業年度において、監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については、以下のとおりであります。

常勤監査役(社外) 木崎 博 15/15回(100%)
常勤監査役 榎本 猛 15/15回(100%)
監査役(社外) 神垣 清水 15/15回(100%) 注1
監査役 高橋 吉雄 15/15回(100%)

注1: 監査役(社外)の神垣清水氏は、株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員であります。

2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計15回開催し、1回あたりの平均所要時間は約1時間でありました。年間を通じたような決議、審議、協議、報告がなされております。

決議

監査方針・監査計画・職務分担、常勤監査役の選定、監査役会議長の選定、特定監査役の選定、会計監査人の監査報酬の同意、監査役会の監査報告書等

審議・協議、報告

監査役監査活動年間レビュー、有価証券報告書の「監査の状況」の記載について、取締役会議事事前確認、監査役の職務執行状況報告(月次)、会計監査人の再任プロセス報告、監査役会日程、監査役会と社外取締役の懇談会の議題について等

なお、監査役会は、取締役の職務の執行、事業報告等の適正性、会計監査人の監査の相当性、内部統制システムの実効性等を監視及び検証し、その結果を監査報告として株主に提供しております。当事業年度において監査役会は、「2020年度事業計画」に掲げられた各種施策の内、監査役会が注視することが必要と考える2020年度重点施策(全社共通施策)の浸透状況や経営への影響が大きい個別注目場所の対応状況等を「重点監査ポイント」として掲げ活動しております。

また、監査役会では、社外取締役との懇談会を定期的を実施し、情報交換・認識共有を図っております。更に、国内外主要拠点を含む社内関係部局と対話(社長以下、経営執行部門長等との対話、事業投資先の経営執行責任者及び拠点長との対話)を行って、当社の状況を適時適切に把握する体制をとっております。(当該対話においては、オブザーバーとして、原則、社外取締役も出席し、認識共有を図っております。)

3. 監査役の主な活動

監査役は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、必要により意見表明を行っております。なお、主に常勤監査役が経営会議、サステナビリティ委員会、全社リスクマネジメント委員会等の社内の重要な会議または委員会に出席して経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し会社業務が適正に遂行されているかなどを監査しております。監査役は、事業年度を通じた取締役の職務の執行の監視・検証により、監査役会は当該事業年度に係る計算関係書類が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しております。

常勤監査役は、監査の実効性及び効率性を高めるため、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査会議を開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を図ることにより監査環境の整備に努めております。また、常勤監査役は、子会社の監査役が出席する情報交換会に陪席し、主要な子会社の内部統制システムの構築・運用状況に関し意見を述べ、課題を共有しております。

独立役員である社外監査役は、社長を含む業務執行取締役の変動報酬の内、個人業績と連動させた変動報酬(賞与)について審議する報酬諮問委員会に委員として出席すること等により、独立した客観的立場から業務執行に対する適切な監督を行っております。

なお、当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下、会社の方針に沿って感染防止対策を講じて監査活動を実施いたしました。対面での会議や現地訪問が困難になった拠点については、インターネット等を経由した手段も活用することにより、監査計画に沿った適正な監査を確保いたしました。

内部監査の状況

内部監査は、他部門から独立した社長直轄組織の監査部が担当しております。

監査部は当社及び子会社を対象とした会計監査及び業務監査を実施し、業務活動の適正性又は効率性につき監査しております。

会計監査の状況

1. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 継続監査期間

1983年以降

3. 業務を執行した公認会計士

(指定有限責任社員 業務執行社員) 三浦靖晃氏、坂上藤継氏

4. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、会計士試験合格者等4名、その他12名であります。

5. 監査法人の選定方針と理由

当社は、法令、コーポレートガバナンス・コード及び監査役会が定めた会計監査人選定及び再任の評価基準に基づき、会計監査人の独立性及び信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に判断し、監査法人を選定しております。当監査法人は幅広い業種における監査経験を有しており、また、公認会計士・監査審査会による検査及び日本公認会計士協会による品質管理レビューにおいても一定の評価を得ている等の状況を総合的に勘案し、会計監査人として再任することいたしました。

6. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。定性面では「会計監査人の適格性」「品質管理状況」「監査方法の相当性」を評価基準とし、定量面では「監査報酬の合理性」「同業他社の監査報酬水準」を評価基準としております。当連結会計年度においても、これらの観点から監査法人の職務の遂行に関する状況等を具体的に確認し、評価しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木崎 博	他の会社の出身者													
神垣清水	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木崎 博			当社親会社の三菱商事株式会社において、主に財務・会計関連業務に従事し、地球環境・インフラ事業グループ管理部長を経て、常勤監査役を務めるなど、豊富な業務経験と、公認会計士有資格者としての財務・会計等に関する知見を有しております。当社においては、監査役就任当初から、常勤監査役として適切な監査を行っております。
神垣清水			監査役就任当初から、法曹界を通じて培われた知識・経験に基づき、客観的・中立的な立場から、当社の監査役としての責務を果たしております。 なお、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件に加え、当社が制定する「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社において、独立役員資格を充たす社外役員は4名であり、当社は当該社外役員を独立役員に指定しております。

当社が定める社外役員の独立性判断基準については、本報告書1.1「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則4-9】」をご参照ください。

なお、神垣清水氏は当社の監査役としての任期が8年を超えており、当社独自の社外役員の独立性判断基準「(6)当社の社外役員としての任期が8年を超える者」に該当することになりますが、同氏は、上記の点を除き、当社独自の独立性判断基準を満たすほか、会社法の定める社外監査役の要件も充足している上、過去の経歴(検事、公正取引委員会委員等)や現在の弁護士としての実務経験・知見からも裏打ちされる専門性、及び

実際にこれまでの取締役会・監査役会等の場で積極的になされてきた意見・指摘の客観性・的確性に照らしても、一般株主と利益相反が生じるおそれは認められず、十分に独立性を満たしているものと判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、固定報酬(基本報酬)に加え、全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬(賞与)としております。当社は、株式報酬型ストックオプション等の報酬は導入しておりませんが、賞与において中期経営計画における目標の達成度合等を反映させ支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

1. 取締役(社外取締役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 10名
 - b. 報酬等の総額 223百万円(内、基本報酬187百万円、賞与36百万円)
2. 監査役(社外監査役を除く)
 - a. 対象となる役員の員数 2名
 - b. 報酬等の総額 31百万円(基本報酬)
3. 社外役員
 - a. 対象となる役員の員数 5名
 - b. 報酬等の総額 62百万円(基本報酬)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の個人別の報酬等(以下、本項において単に「報酬」といいます。)の内容に係る決定方針の内容の概要は、次のとおりであります。なお、当該決定方針は、取締役会の決議により決定しております。

(1)当社の役員報酬制度の基本的な考え方と基本方針

取締役の報酬は、日本における同程度規模の主要企業と比較を行った上で、業績に見合った水準とし、職位別に設けられた一定の基準に、会社の業績や個人の成果等を加味して決定しております。取締役の報酬は取締役会において総額を決議するとともに個人別の報酬額については代表取締役社長に一任することとしております。また、監査役報酬は監査役の協議で決定することとしております。

(2)報酬体系

・取締役(非常勤取締役を除きます。)の報酬については、固定報酬(基本報酬)に加え、全社業績目標の達成度及び個人業績と連動させた変動報酬(賞与)としております。当社は、株式報酬型ストックオプション等の非金銭報酬は導入しておらず、金銭報酬のみとしておりますが、賞与において中期経営計画における目標の達成度合等を反映させ支給額を決定しております。

・固定報酬及び変動報酬の支払割合は、取締役(非常勤取締役を除きます。)の責任に対する適切なインセンティブ付与の観点から固定報酬を8割、変動報酬を2割を標準とし、変動報酬においては全社業績と個人の貢献度に分け、それぞれ標準額から0~2倍で変動することとしております。

・非常勤取締役及び監査役は、全額を固定報酬としております。

(3)固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬については、職位別の基準に基づいて設けられた基準に従って決定し、固定報酬の12分の1を月額報酬として毎月支払いいたします。

(4)変動報酬に関する方針

・取締役(非常勤取締役を除きます。)の変動報酬の内、全社業績目標の達成度に連動する報酬は、フォーミュラを定め、当社が重視する指標の内、当該期間の執行内容が強く反映される連結経常利益を指標とし、達成割合に応じて支給額を決定しております。

・また、個人の貢献度に応じて支給する報酬は、一定の段階(5段階)に分けての評価に基づくこととし、社長を含む業務執行取締役の評価は独立役員を過半数とする報酬諮問委員会が行っております。

・取締役(非常勤取締役を除きます。)の変動報酬については、賞与として年に1回(毎年6月)支給します。

(5)取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定の全部については、取締役会で代表取締役社長に一任することを決議しております。その理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。なお、決議する際には、事前に独立役員に説明し意見を聴取した上で審議いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役には、取締役会開催前に事前説明及び資料配布がされており、非常勤の社外監査役には、当社常勤監査役から事前説明をしております。また、社外取締役・社外監査役へのサポート窓口を設定しており、社外取締役や社外監査役が求める情報を適確に提供しております。なお、社外取締役・社外監査役に対しては、就任前に当社の事業、組織等に関する説明を行っており、就任後においても事業所視察や展示会等、当社事業を理解する機会を提供し、取締役会資料以外にも必要に応じ十分な情報を提供しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
森山 透	相談役	当社の経営全般に亘る助言及び その他当社が要請する特命事項	常勤・報酬有	2021/06/28	2021/6/28から 2022/6/30

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会と監査役、監査役会により、取締役の業務執行の監視・監督及び監査を行っております。

取締役会

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の豊富な経験、高い見識、高度な専門性と社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っております。

1. 取締役会の構成

取締役会は、現在、社外取締役3名を含む計9名で構成しており、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。なお、取締役会の議長は代表取締役の京谷 裕氏が務めております。

代表取締役社長(兼)CSO 京谷 裕

取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長 榎本孝一

取締役(兼)常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 山名一彰

取締役(兼)常務執行役員 営業統括(兼)CHO(健康増進担当) 山本泰生

取締役(兼)常務執行役員 SCM統括 田村幸士

取締役 加藤 亘

取締役(社外) 柿崎 環

取締役(社外) 手嶋宣之

取締役(社外) 吉川雅博

常勤監査役(社外) 木崎 博

常勤監査役 山川幸樹

監査役(社外) 神垣清水

監査役 高橋吉雄

注 CSOとは、Chief Sustainability Officer(最高サステナビリティ責任者)の略称であります。

2. 取締役候補者の選任方針

食品流通業界において広範かつ多角的な事業を行う当社における適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しております。

具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)は、業務執行の最高責任者である社長の他、各事業分野を担う執行役員や管理部門を担当する執行役員の中から選任しております。また、社外取締役は、豊富な経験に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者の中から選任しております。原則として、取締役の総数は12名以内としております。

なお、心身の故障、非行行為、その他取締役として相応しくない行為があった場合、独立役員に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

3. 取締役の選任手続

上記の取締役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、取締役会で決議の上、株主総会に付議しております。

4. 取締役会の審議内容

法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に投融資案件については、所定の金額基準を定めて取締役会で審議・決定しております。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役柿崎 環氏、手嶋宣之氏、及び吉川雅博氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

監査役会

監査役会は、法令や定款・諸規程等に基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しております。監査役(社内)の高度な専門性と豊富な経験に基づく視点、社外監査役の中立的・客観的な視点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保しております。現在、社外監査役2名を含む計4名で構成しております。

1. 監査役会の構成

監査役会は、現在、社外監査役2名を含む計4名で構成しております。なお、監査役会の議長は監査役の木崎 博氏が務めております。

常勤監査役(社外) 木崎 博
常勤監査役 山川幸樹
監査役(社外) 神垣清水
監査役 高橋吉雄

2. 監査役候補者の選任方針

当社の監査役は、監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任することとしております。

具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役(社内)は、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任しております。また、社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有する者から選任しております。

なお、心身の故障、非行行為、その他監査役として相応しくない行為があった場合、独立役員に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得た上で取締役会にて決議し、株主総会に付議することとしております。

3. 監査役の選任手続

上記の監査役の選任方針に沿って適切な候補者を選定し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議の上、株主総会に付議しております。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役神垣清水氏との間に、会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないとき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

監査役監査、内部監査及び会計監査の状況については、II1.「監査役関係」内、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照ください。

経営会議

当社は、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しております。

取締役会決議事項を除く業務執行については、意思決定の迅速化の観点から、取締役会が定める業務分担に従い最高経営責任者である社長を含め執行役員に委ねることとしております。その内、特に重要な業務執行は役付執行役員で構成する経営会議により審議の上、社長が決定しております。

1. 経営会議の構成

経営会議は、現在、社長及びその他の執行役員10名、常勤監査役2名を含む計13名で構成しております。なお、経営会議の議長は社長の京谷裕氏が務めております。

社長執行役員(兼)CSO 京谷 裕
常務執行役員 常務執行役員 コーポレート担当役員(総務人事)(兼)コンプライアンス担当役員(兼)経営企画本部長 榎本孝一
常務執行役員 コーポレート担当役員(CFO) 山名一彰
常務執行役員 営業統括(兼)CHO(健康増進担当)山本泰生
常務執行役員 SCM統括 田村幸士
常務執行役員 酒類事業本部長 橋本和典
常務執行役員 加食事業本部長 細田博英
常務執行役員 菓子事業本部長 片岡博彰
執行役員 CIO(兼)情報システム本部長 田中正史
執行役員 低温事業本部長 山根隆幸
執行役員 CDO(兼)デジタル戦略本部長 山本将毅
常勤監査役(社外) 木崎 博
常勤監査役 山川幸樹

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の健全性・透明性・効率性を確保するために、監査役制度を基礎として、独立役員を含む社外役員の選任による経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図る等、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題と位置づけ、体制の構築に努めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は法定期限より3営業日前を目安に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成27年度定時株主総会から導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、平成27年度定時株主総会から参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年度定時株主総会から狭義の招集通知及び参考書類の英訳版を作成しております。
その他	株主総会のビジュアル化を実施しております。 招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回(期末、第2四半期末)開催する等、当社への理解を深めるべく、積極的に活動しております。海外機関投資家に対しては、来日した際の個別取材や、海外からの電話取材での対応をIR室が行っております。また、物流センターを中心とした施設見学会を新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら必要に応じ開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	代表者のメッセージ、ニュースリリース、決算短信、事業報告等を掲載し、幅広くかつ平等な情報提供を心がけております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、三菱グループ共通の理念である「三綱領」を企業理念とした上で、当社があらゆるステークホルダーに対して負う使命として、「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」をパーパス(存在意義)として定めております。当社は、従来の中間流通業に留まらない「次世代食品流通業」として、サステナビリティ重点課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献していくことを目指しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社では、当社の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、持続可能な企業価値の向上を図るため、社会課題の解決・社会的責任を重視したサステナビリティ経営を行うべく、ESG全般の基本方針・施策を討議答申並びに施策のPDCA管理を行うことを目的とした「サステナビリティ委員会」を設置しております。サステナビリティ委員会では、「4つの重点取り組み課題とその基盤」に係わる「機会」の創出・拡大・追求の観点で、各種施策を検討・実行・評価・改善することによりサステナビリティ経営の推進を図っております。なお、「4つの重点取り組み課題とその基盤」及び「機会」の定義は、次のとおりであります。

【4つの重点取り組み課題とその基盤】

健康で“より良い”食と暮らしの提供
食の安全・安心・安定供給
食流通のムリ・ムダ・ムラの是正
環境に配慮した事業推進
価値創造を支える基盤

【機会】

社会課題の解決・地域への貢献を通じて定量面の業績向上・ビジネス機会の創出のみならず、持続的な成長の為に当社に好ましい結果をもたらす出来事

また、サステナビリティ委員会の傘下に重点課題を検討する分科会・タスクフォースを設置・統括することで、各分科会の活動をモニタリング及びPDCA管理するとともに、各分科会の対応領域におけるビジネス機会にも柔軟に対処することで、内部統制と機会管理体制の充実を図っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社では、企業経営の透明性、公平性を高めるため、会社情報や財務情報を積極的かつ適時に情報開示することを基本として、株主及び投資家の皆様に対し、常に必要な情報を適確・迅速に提供するため、広くIR活動を推進し、情報公開に努めております。また、当社及び当社グループにおける重要事項を網羅的に集約し、情報開示の適時性・適正性を確保するため、情報取扱責任者を委員長とし、広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長をメンバーとする「適時開示委員会」を設置し、適時開示体制を整備しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、下記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議し、体制整備を図りました。今後は、本方針に基づき実行するとともに、更なる体制の充実を図っていきます。

「内部統制システムの整備に関する基本方針」

当社は、内部統制システムを整備し運用することが経営上重要な課題であると考え、取締役会において以下の基本方針を決定し、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」）の業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・増大につなげ、社会的信頼の獲得と機能のさらなる拡充、業績の向上に努めるものであります。本方針は、当社の全役職員（顧問、嘱託、出向者を含む）に適用されます。また、業務委託契約及び派遣契約等に基づき、当社の事業所に常駐し、勤務する者にもそれぞれ準用されます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、持続可能な企業価値の向上を図るために、社会課題の解決・社会的責任を重視したサステナビリティ経営に係わる施策の検討・確認を行うサステナビリティ委員会、及び内部統制やリスク管理に係わる重要事項の検討・確認を行う全社リスクマネジメント委員会を設置する。また、個別のリスク案件に対応するために、投融资委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会、適時開示委員会、BCP委員会等を設置する。

(2) 当社は、企業理念を念頭に事業活動を行うとともに、法令等を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを最優先事項とする。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンスに関する行動指針を制定し、当社グループに周知徹底を図る。

(3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス行動指針に基づき、当社内及び社外（弁護士）に設置する当社グループ相談窓口の何れかに報告を行う。当社グループは、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

(4) 監査部は、業務執行部門から独立し、当社グループにおける業務の適正性及び効率性につき監視を行う。

(5) 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(6) 当社は、子会社それぞれに監査役を派遣する等の方法により、子会社の内部統制に資する監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これら閲覧できる体制を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループは、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。

(2) 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会・経営会議等を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。

(2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織体制、権限、業務分掌を社内規程等において明確にし、効率的な執行体制を整備する。また、子会社にも当社に準拠した体制を構築させる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における独立性を尊重しつつ、株主権の適正な行使を旨として、取締役や監査役の派遣等を通じて緊密な連携を図り、子会社における経営上の重要事項を報告させるとともに、内部統制に関する情報の伝達、共有化等が効率的に行える体制を構築する。

6. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループの財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査役職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 取締役は、監査役の求めにより、監査役職務を補助する従業員（監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに予算を策定する。

(2) 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。

(3) 監査役補助者は、他部門の職務を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役会に報告する。

(2) 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告する。上記重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

(3) 当社のコンプライアンス担当部署は、当社グループのコンプライアンス相談窓口で報告された事項を、都度監査役に対して報告する。当社グループは、コンプライアンス行動指針に基づき、通報内容を秘守し、通報者及び協力者等に対する不利益な取扱いを行わない。

(4) 監査役への報告が、誠実に洩れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役と会計監査人は、監査役と定期的な面談を行う。

(2) 取締役は、監査役職務の適切な遂行のため、監査役と子会社との関係者（取締役、業務執行者、監査役、内部監査部門等）との意思疎通、情報の収集・交換が行える体制を整備する。

(3) 取締役は、監査役職務の遂行に当たり、監査役が、必要に応じ弁護士等外部専門家との連携を図れるようにする等、監査環境の整備に努める。

(4)当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

< 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 >

当社は、「コンプライアンス行動指針」に「反社会的な活動や勢力に対しては毅然たる態度で臨み、利益供与は一切行わない。」ことを遵守事項として定めております。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

1. 役職員の行動指針としての、上記行動指針に反社会的勢力排除に向けた指針を定めており、また、利益供与規制運用基準、不当要求対応マニュアル等を整備し、研修・教育の実施により、反社会的勢力排除への対応についての徹底を図っております。
2. 上記行動指針が記載されたカードを全役職員に配布し、周知徹底を図っております。
3. 本社コーポレートガバナンスグループを反社会的勢力対応の統括部署とし、情報の一元管理を行っており、警察及び弁護士等の外部機関との連携体制を構築し、反社会的勢力に関する情報を共有化しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

当社は「適時開示委員会」を設置し、重要な会社情報について「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、公正かつ適時適切に開示する体制をとっております。

適時開示委員会は、社長が任命する情報取扱責任者を委員長とし、メンバーは広報、総務、IR、経理部門等、子会社情報を含め、全ての重要な会社情報が集約される部門長にて構成しております。同委員会では集約された会社情報について協議・検討を行い、適時開示の要否、開示内容、時期及び方法を決定しております。

また、重要な会社情報については「インサイダー取引規制規程」に基づき、情報管理の徹底を図っております。

重要な会社情報における決定事実・決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、取締役会の決議後、速やかに情報開示を行っております。なお、第1及び第3四半期決算情報については、適時開示委員会における協議・検討を経て、経営会議にて決議し、速やかに情報開示を行うこととしております。

発生事実については、状況に応じ、情報取扱責任者の判断で適時開示委員会の決定をもって速やかに開示、その後、取締役会へ報告することとしております。

情報開示の方法は、TDnetへの登録を行い、東京証券取引所内・兜クラブ及び東京商工会議所内・記者クラブへの資料投函を行うとともに、当社ホームページへの掲載を行っております。

【 当社グループのコーポレートガバナンス体制 】

